

～ 高松市外へ引越される方へ ～

転出手続のご案内

窓口にお越しの際は、共通でご用意いただくもののほか、該当するそれぞれの手続に必要なものをお持ちください。手続によってはマイナンバーが必要です。

(R6.5.30)

ご用意いただくもの（共通）

- マイナンバーカード（お持ちの方）
- 本人確認書類（マイナンバーカードをお持ちでない方）
 - ・写真付きのものは1点 … 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きでないものは2点 … 被保険者証（健康保険・介護保険）、社員証、学生証など
- 認印（スタンプ印は不可）

出先機関のご案内

※出先機関については、取扱できない手続や取次となる場合があります。

- ◆総合センター（牟礼、山田、仏生山、香川、勝賀、国分寺）
- ◆支所（塩江、庵治、香南）
- ◆市民サービスセンター（瓦町駅ビル8F I KODE 瓦町）
- ◆出張所（市内 19か所）

市役所での手続一覧

※詳細は、受付窓口で確認してください。

市民SC：市民サービスセンター

項目	内容 必要なもの（共通以外）	受付窓口（市外局番：087）	
		本庁舎	出先機関
住民登録			
<input type="checkbox"/> 住民異動届	<ul style="list-style-type: none"> ・転出予定日の30日前から手続可能 ・届出後に転出を取りやめた場合も手続が必要 ・住み始めた日から14日以内に、転出証明書を持参して、新しい住所地で届出 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合） <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書（外国人の場合） 	市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・市民SC【取次】※ ※特例転出は不可
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・手続不要（新しい住所地で継続利用手続） ただし、国外に転出する場合は手続きが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・手続不要（新しい住所地で継続利用手続） 		
<input type="checkbox"/> 旧姓併記	<ul style="list-style-type: none"> ・手続不要 		
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証をお持ちの場合は返納 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 	市民課 1階 5番窓口 ☎ 839-2282	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・出張所 ・市民SC
<input type="checkbox"/> 電子証明書の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・手続不要（新しい住所地で発行申請手続） 	マイナンバーカード 交付・更新会場 12階 ☎ 839-2287	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所
<input type="checkbox"/> 本人通知制度の登録変更	<ul style="list-style-type: none"> ・手続不要 ただし、転出後に住所変更した場合は、本市での登録変更手続をしないと、通知ができませんので、希望者は手続してください。 	市民課 1階 2番窓口 ☎ 839-2282	<ul style="list-style-type: none"> ・総合センター ・支所 ・出張所

項目	内容		受付窓口（市外局番：087）	
	必要なもの（共通以外）		本庁舎	出先機関
国民年金の加入・受給者				
<input type="checkbox"/> 住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者は手続不要 ※納付書はそのまま使用可能（口座振替は継続） 新しい住所地で、住所変更手続が必要な場合があります。 第2号、第3号被保険者は勤務先でご確認ください。 海外へ転出する場合は必ずご相談ください。 	市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 	
国民健康保険被保険者証をお持ちの方				
<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返納	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者証、高齢受給者証の返納 ②限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返納 ③保険料が変更になる場合があります。 ④新しい住所地で、加入手続が必要 ⑤学生や施設・病院等に入所・入院する場合はご連絡ください。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被保険者証、高齢受給者証 ※被保険者証廃止後は、資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 在学証明書、学生証（学生の方） など 	国保・高齢者医療課 1階 10番窓口 ☎ 839-2311	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所【取次】 ①、⑤を除く 市民SC【取次】 ③、④、⑤を除く 	
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方				
<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返納	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返納又はご自身で破棄してください。 新しい住所地で申請手続が必要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被保険者証 ※被保険者証廃止後は、資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方） 	国保・高齢者医療課 1階 9番窓口 ☎ 839-2315	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所 市民SC【取次】 	
介護保険被保険者証をお持ちの方				
<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返納	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証、負担割合証、各種減免認定証の返納 新しい住所地で、14日以内に認定引継ぎの手続が必要（認定を受けた方） 施設に入所する場合はご連絡ください。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被保険者証、負担割合証、各種減免認定証 	介護保険課 1階 27、28番窓口 ☎ 839-2326	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所【取次】 市民SC【取次】 	
障がいのある方				
<input type="checkbox"/> 身体障害者、精神障害者保健福祉手帳の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 手続不要（新しい住所地で住所変更手続） 	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 出張所【取次】 市民SC【取次】 	
<input type="checkbox"/> 療育手帳の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 県内の異動は手続不要 県外へ転出する場合、手続が必要 ※上記いずれも、新しい住所地で住所変更手続 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 療育手帳 			
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 手続不要 ※新しい住所地で、所得課税証明書が必要な場合があります。 			
<input type="checkbox"/> 障害者医療証、後期高齢障害者受給資格者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 医療証、受給資格者証の返納 新しい住所地で申請手続が必要 未申請の償還払いがある場合は、お問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 障害者医療証 <input type="checkbox"/> 後期高齢障害者受給資格者証 			
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> 手続不要（新しい住所地で住所変更手続） 			—

項目	内容		受付窓口（市外局番：087）	
	必要なもの（共通以外）		本庁舎	出先機関
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、通所受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、通所受給者証の返納 <input type="checkbox"/> お持ちの受給者証等 		障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333	—
お子様がいる方				
<input type="checkbox"/> 子ども医療証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 医療証の返納（新しい住所地で申請手続） <input type="checkbox"/> 子ども医療証 		こども家庭課 6階 26 番窓口 ☎ 839-2353	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所【取次】 出張所【取次】 市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 医療証の返納（新しい住所地で申請手続） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 			<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> 児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が転出する場合、消滅手続が必要 受給者と子どもが別住所となる場合、別居監護申立の手続が必要 新しい住所地で、認定請求手続 ※転出予定日の翌日から 15 日以内に手続が必要。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。 転出予定日の属する月まで高松市が支給 公務員の方は勤務先で手続 ※新たに公務員になった方、公務員を退職した方は、届出先が変更になる場合があります。 <input type="checkbox"/> 子どものマイナンバーが確認できるもの 			<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所 市民 SC【取次】
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当、特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 転出の届出が必要 新しい住所地で申請手続 <input type="checkbox"/> （特別）児童扶養手当証書 			<ul style="list-style-type: none"> 総合センター
<input type="checkbox"/> 小中学生の転校	<ul style="list-style-type: none"> 旧学校から転校に必要な書類を受け取って、転校先へご提出ください。 		【お問合せ先】 学校教育課 10階 ☎ 839-2616	—
<input type="checkbox"/> 保育施設等の退所	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園等に関する相談 施設等利用給付認定を受け、幼稚園等を利用している場合、新しい住所地で手続が必要 		こども保育教育課 6階 25 番窓口 ☎ 839-2358	—
<input type="checkbox"/> 出産・子育て応援ギフト	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時又は出生届出時に、申請していない場合は、新しい住所地でご相談ください。 		市民相談コーナー 1階 ☎ 839-2105	健康づくり推進課 (保健センター内：高松市桜町) ☎ 839-2363
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の住所はご自身で訂正してください。 妊婦・乳児・産婦健康診査受診票等は使用できなくなるので、新しい住所地で交換が必要 			
その他				
<input type="checkbox"/> 市税の納付確認	<ul style="list-style-type: none"> 市県民税、固定資産税は 1 月 1 日現在、軽自動車税は 4 月 1 日を基準日として課税されます。 高松市の税務証明が必要な場合は、請求してください。 		納税課 2階 16、17 番窓口 ☎ 839-2222	—
<input type="checkbox"/> 土地・家屋	<ul style="list-style-type: none"> 納税管理人の相談 国外へ転出の場合、必ずご相談ください。 		資産税課 2階 19 番窓口 ☎ 839-2244	—
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車、小型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> 所有する 125cc 以下のバイクや農耕作業車等の登録を抹消し、ナンバープレートを返納 新しい住所地で登録するための書類を受領 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（お持ちの方） 		市民税課 2階 14 番窓口 ☎ 839-2233	<ul style="list-style-type: none"> 総合センター 支所

項目	内容 必要なもの（共通以外）	受付窓口（市外局番：087）	
		本庁舎	出先機関
<input type="checkbox"/> 市営墓地	・市営墓地の利用者は、住所変更手続きが必要	市民やすらぎ課 11階 ☎ 839-2273	・総合センター ・支所【取次】
<input type="checkbox"/> 市営住宅	・市営住宅の入居者は、退去手続きが必要	市営住宅センター 7階 市営住宅課 7階	☎ 802-3660 ☎ 839-2541
<input type="checkbox"/> パートナーシップ （・ファミリーシ ップ）宣誓証明書 の返還	・パートナーシップ宣誓者の、一方又は双方が転出した場合は証明書を返還 ※宣誓者の一方が単身赴任等により、一時的に転出する場合を除く。	人権・男女共同 参画推進課 7階 ☎ 839-2292	—
<input type="checkbox"/> 飼い犬	・手続き不要（新しい住所地で住所変更、鑑札の手続）	生活衛生課 (保健所内：高松市桜町) ☎ 839-2865	—
<input type="checkbox"/> 家庭ごみ	・家庭ごみの相談	環境指導課適正処理対策室（環境業務センター内：高松市木太町） ☎ 839-2370	
<input type="checkbox"/> 浄化槽	・使用休止届が必要	下水道業務課（防災合同庁舎2階） ☎ 839-2720	

市役所以外での主な住所変更手続

※詳細は、お問合せ先で確認してください。

項目	お問合せ先
<input type="checkbox"/> 厚生年金	・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ・高松西年金事務所 ☎ 087-822-2840 ・高松東年金事務所 ☎ 087-861-3866
<input type="checkbox"/> 健康保険（国保、後期高齢以外）	勤務先
<input type="checkbox"/> 運転免許証	・香川県運転免許センター ☎ 087-881-0645 ・最寄りの警察署
<input type="checkbox"/> 生命保険等	加入の生命保険会社等
<input type="checkbox"/> 預貯金口座等	各金融機関
<input type="checkbox"/> 普通自動車 二輪車（126cc～）	・四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075 ・香川県県税事務所自動車税課 ☎ 087-806-0314
<input type="checkbox"/> 軽自動車	軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122
<input type="checkbox"/> 難病患者	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3272
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3260
<input type="checkbox"/> 県営住宅	香川県住宅課 ☎ 087-832-3587
<input type="checkbox"/> 国債（戦没者弔慰金）	償還金支払い場所又は証券保管証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/> NHK受信料	☎ 0120-151515（フリーダイヤル）
<input type="checkbox"/> クレジットカード	各契約会社
<input type="checkbox"/> 携帯電話、固定電話	各契約会社
<input type="checkbox"/> インターネット、電気、ガス、 ケーブルテレビ	各契約会社
<input type="checkbox"/> 水道	香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター お客さまセンター （市役所西 防災合同庁舎1階）☎ 087-839-2731（お電話で手続ができます。）
<input type="checkbox"/> 郵便物の転送	最寄りの郵便局